

入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

改正の内容

食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応として、令和 7 年 4 月 1 日より、入院時の食費の基準が見直されます。

入院時の食費の基準の見直し				
総額	現行		改定後	
	670円	+20 円	690円	
自己負担				
	一般所得者の場合	490円	+20 円	510円
	住民税非課税世帯の場合	230円	+10 円	240円
	住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の場合	110円	変更なし	110円

※1 食あたり

令和 7 年 4 月 1 日改訂
本 荘 第 一 病 院 院 長